

いちき串木野市職員の懲戒処分に関する公表指針第5条の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において行った懲戒処分について、以下のとおり公表します。

令和3年度懲戒処分

No.	処分日	処分の理由	被処分者及び処分量定				
			所属	職級	性別	年齢	処分の量定
1	令和3年6月21日	公金紛失並びにこれに係る報告遅延及び虚偽報告	市長部局	職員	男性	50歳代	停職1月
2	令和3年6月30日	行政財産の不正使用	市長部局	職員	男性	50歳代	戒告処分